

## 保健体育の改革は、どこまで進んでいるか

— 愛知県内の大学アンケートにみる —

一月から二月にかけて、愛知県内の全大学を対象に「保健体育改善・改革についての調査」をおこなったものの概要を報告する。調査の趣旨は、大学等の設置基準改定（一九一年七月一日）の前後における保健体育の改善・改革の進捗状況をつかむこと、および、これを公開することによって大学改革としての保健体育の実践や研究が、ひとつの大学内にとどまらず活発に交流されることを期するということである。とりわけ、保健体育担当者が大学職場では「少数職種」（専任が一人もいない短大もある）であることを考えると、「大学改革の一步は交流からはじまる」との感を強くする。

調査対象は愛知県内の国公立大学、三三校、公私立短大（部）四三校、大学・短大（部）合計七六校。回答数とその割合は、大学が一六校で四八・五％、短大が二二校で五一・五％、合計で三八校、五〇・〇％であった。

設問は全部で九つ。問1は保健体育の実施にあたっての現状の問題点、問2は設置基準改定前の改善・改革点、問3は設置基準改定後の検討状況と内容、問4は大学執行部や理事会の動向、問5は保健体育についての公開講座の主催状況、問6は自治体等主催の公開講座への参加状況、問7は保健体育の授業の評価、問8は各大学における保健体育の改善・改革の課題や方針、問9は一般教育改革の動向である。以下、設問の順に選択回答・記述回答を集約し若干の検討を加えてみる。

### □ おくれている条件整備

問1は、保健体育の教育を実施するにあたって現状にどんな問題があるかを問うている。大学・短大ともに目立つことは物的・人的な教育・学習条件の不備についての訴えである。大学では五〇％、短大では四〇％がこの点をまず指摘する。たとえば、大学では高校と共有のため保健体育施設が狭隘であること、教員数（専任、非常勤ともに）が少ないこと、そのために担当者のコマ数が過多で負担が大きすぎることに、同じ問題であるが、限られた施設での開講（週のうち二日間に保体の授業が組まれていることともあいまって）のため種目が限定されてしまうというように、

条件の不備が教育内容や授業の充実発展を阻害している状況も指摘されている。また、教育研究費の面でも教材購入費が皆無にちかく個人の教員研究費が教材購入費に充当されるというひどい現状もある。以上の点については、国公私立での差はあまりない。

短大でも同様の問題が指摘される。短大では授業クラスのサイズが五十〜六十人で教員一名の担当ではクラス人数が多すぎるとの訴えが目立つ。また、短大生に特有の問題であるかどうかはともかく、体育の授業への参加意欲がない学生や体力低下、運動能力低下の学生が少なくない状況のなかで、魅力ある授業のために条件や態勢を整えていくことが模索されている。このような文脈のなかで運動部活動の活発化をはじめ、学生の現在と未来に責任を負える保健体育のあり方が自覚され志向されはじめている。

□ 「基準」改定以前に何がなされたか

問2は、設置基準が改定される以前にどのような改善・改革がおこなわれてきたかを問うている。改善・改革の有無は、表1のとおり。大学では改善・改革を行ってきた大学の方が多く約七〇％。これに対して短大では改善・改革を行ってこなかった短大の方が六三・六％と多い。その改

表-1 「基準」改定前の改善・改革の有無

回答	校種	大学	短大(部)	合計
イ) 改善・改革を行なってきた		11校 (68.8%)	6校 (27.3%)	17校 (44.7%)
ロ) 改善・改革を行っていない		5校 (31.2%)	14校 (63.6%)	19校 (50.0%)

〈注〉 NA (無回答) は除いた。  
母数は大学16校、短大22校、合計38校。

表-2 「基準」改定前の改善・改革の内容

回答	校種	大学	短大(部)	合計
イ) 保健体育の科目名と内容		5校 (45.5%)	4校 (66.7%)	9校 (52.9%)
ロ) 保健体育のカリキュラム全体		7 (63.6)	1 (16.7)	8 (47.1)
ハ) 必修・選択や単位		2 (18.2)	1 (16.7)	3 (17.6)
ニ) 施設・設備の改善・新設		3 (27.3)	3 (50.0)	6 (35.3)
ホ) 授業法・指導内容		6 (54.5)	3 (50.0)	9 (52.9)
ヘ) 教育研究体制の充実		1 (0.9)	0	1 (0.6)
ト) その他		0	0	0

〈注〉 百分率は、改善・改革を行なった校数を母数とするもの。

善・改革の内容は表2のように集約される。

改善・改革の内容で目立つ項目は、①カリキュラム全体の検討や教育内容、および、②授業法や指導のあり方、そして、③施設設備の改善である。①の教育課程や教育内容にかかわる内容としては、女子学生の増加に対応しての改革(工業系大学)、学生増に対応して体育実技種目の拡充

(女子大学)、学外授業(スキー、スケート、野外教育、水泳、ボードセーリング等)の実施。短大では男子学生受入れに対応する改革などがあげられている。このほかに大学・短大とも、教育課程の改革には学部・学科の改組、新增設、定員増などが相当程度関連していると思われる。②の授業改善については、担当している授業の内容や方法に関する交流会を非常勤講師も含めて行なっている大学、体育の必要性を検討してきた短大、現代学生の健康問題に則して講義内容を再編成したり、生涯(体育・スポーツ)学習という観点からの授業づくりをすすめてきた短大などが含まれる。これらの改善を原動力としながらゴルフ練習場を設置したり(単科大学)、非常勤枠を拡大したり(女子大)、一種目当たりの受講者を三五人とする(私大)、講義も少数授業とする(女子短大)など条件や施設の改善がなされてきていることは注目にあたいする。なお、これらの改善・改革は、大学の場合には主に体育研究室のイニシアティブでとりくまれてきた。短大の場合には、これよりも広く学科や一般教育部局のとりくみによるものである。

### □ 設置基準改定後の改革動向

問3は、設置基準改定後に改革論議がどんな組織でどの

ようにおこなわれたかを問う。表3と4に集約されるように、大学では約七〇%の職場で改革の論議が始められており、検討は全学的な委員会や体育研究室でおこなわれている。理事会の動きはあまり活発にはみえないが、全学的な委員会や大学執行部による検討の方が体育研究室による検討よりもその組織化はやや進んでいる。これを裏打ちするように、学部・学科や一般教育部局での論議は十分に組織されていない。短大では検討が始められていない職場の方が多いため、短大内部で

表-3 基準改定後の検討の有無

回答	校種	大学	短大(部)	合計
イ) 検討が始められている		11校 (69.0%)	7校 (31.8%)	18校 (47.4%)
ロ) 検討は始められていない		2 (12.5)	9 (41.0)	11 (29.0)
ハ) わからない		2 (12.5)	3 (13.6)	5 (13.2)

表-4 どのような組織で検討されているか

回答	校種	大学	短大(部)	合計
イ) 全学的な委員会		7校 (44.0%)	4校 (18.2%)	11校 (29.0%)
ロ) 理事会		0	2 (9.1)	2 (5.3)
ハ) 大学執行部(学長、部局長)		3 (19.0)	1 (4.5)	4 (7.9)
ニ) 学部・学科内		1 (6.3)	4 (18.2)	5 (13.2)
ホ) 一般教育部局		3 (19.0)	3 (13.6)	6 (15.8)
ヘ) 体育研究室・担当教員		9 (56.3)	3 (13.6)	12 (31.6)

けてみると学科以下での検討はその他の組織での検討と比較して極端に弱いというわけではないが、大学と対比すると低調だと言わざるをえない。

問4では、大学執行部（学長・部局長）や理事会がどんな意向や方針を表明しているかをたずねた。何らかの意向が表明されているのは大学で三校、短大で三校のみ。その内容は大学では、保体カリキュラムの見直し、必修科目から選択科目への移行、実技の内容やレベルの検討要請、特色ある教育内容づくりの要請などである。短大では必修は変えない、現行のままとするなどの意向表明がある。

それぞれのレベルでどのような内容の論議がなされているかその特徴をまとめておこう。大学執行部や全学的委員会では保体の必要性、保体の理念・目的・目標、一般教育全体のなかでの位置づけを主たるテーマとしている。学部・学科以下では、これとともに、教育内容、単位数、必修か選択かなどの問題にやや傾いている。大学・短大ともにこのような傾向が感じられる。

#### □ 地域における大学・保健体育の位置と役割

問5と6は、保健体育を中心に大学の地域における位置や役割をみようとしたものである。大学や短大が主催する

場合、自治体等が主催する公開講座への参加の場合ともに低調だと思われる。公開講座の主催については、大学は三〇％程度、短大は一〇％程度の大学がおこなっているにすぎない。自治体等が主催する公開講座への参加状況は、大

表-5 保健体育の公開講座を主催しているか

回答	校種	大学	短大(部)	合計
イ) 主催している		5校 (31.3%)	3校 (13.6%)	8校 (21.0%)
ロ) 主催していない		10 (62.5)	16 (73.0)	26 (68.4)

表-6 自治体等が主催する公開講座への参加

回答	校種	大学	短大(部)	合計
イ) 参加している		4校 (25.0%)	2校 (9.0%)	6校 (16.0%)
ロ) 参加していない		8 (50.0)	14 (64.0)	22 (58.0)

学が二五％、短大は九％である。個人としては活躍している人は少なくないであろうが、大学・短大としては人的負担が大きく条件不備の現状のなかでは地域との交流、地域に開かれた大学づくりは困難だということと語る現状である。しかし、生涯体育・スポーツを志向するならば、条件のみならず、保体や大学の再創造に力をいれる必要もあろう。主催している公開講座は、スポーツ講座（テニス、バドミントン、太極拳、スキー、ゴルフなど）や健康教室（中高年の体力管理、生涯健康）など。短大ではエアロビクスや幼児体育、実年からのスポーツなどスポーツ講座が主。

## □ 交流のとほしい教育の実践と研究

問7は、保健体育の授業について学生の反応や要求をどのようにキヤッチしているかを担当者に問うものである。表7の集計に示されるように組織的に教育実践を総括・評価し交流している大学・短大は少数である。短大が大学にくらべてそれがより少ないのは専任が一人であるとか配置されていないことにも起因しよう。個人としての総括・評価は短大の教員の場合、約七〇%と大学の教員よりも高いのが目立つ。回答欄の「その他」とは学生部による調査(大学)、非常勤講師による問題提起(短大)である。実践集・研究集録を出している大学・短大は小規模校である。

### □ これからの課題

問8は、各大学・短大が保健体育の改善・改革をすすめている

表-7 学生の反応や要求をどう受けとめているか

回答	校種	大学	短大(部)	合計
イ) 体育研究室としておこなっている		6校 (37.5%)	2校 (9%)	8校 (21.0%)
ロ) 教員個人として行なっている		7 (43.8%)	15 (68.2)	22 (58.0)
ハ) 一般教育部局アンケートを実施		0	1 (4.5)	1 (2.6)
ニ) 実践集や研究集録をつくる		1 (0.6)	1 (4.5)	2 (5.3)
ホ) その他		1 (0.6)	1 (4.5)	2 (5.3)

くうえて重点的課題はなにかと問うものである。回答は記述式であるので、その要旨を整理することにする。

第一に、学生の現状や要求から出発して保体の教育を改革しようとする方向性が示されている。大学では三校(約一九%)、短大では四校(一八%)がそうした記述をしている。その具体的な記述内容はつぎのとおりである。「学生の希望に応じたコース別クラスによる講義と実技や健康科学、運動工学等の特色づけをしたい」(工業系私大)、「学生の要求にこたえる保健体育の意識づくり」に重点をおきたい(私大)、「学生が社会に出た時、集団に適應できる人材育成を集団競技を通じて学習させる。学生からの希望講義内容を集約し実施したい」(工業系私大)、「大学という最終教育の場で身体を動かすことの楽しさ、すがすがしさを学び生涯スポーツとしてのきっかけをつくるのが大切」(女子短)、「学生の現在および将来の健康を保障することを目的に講義や実技種目を考えたい」(女子短)、「学生が意欲的にとりくめる内容や教育形態・条件をつくりたい」(女子短)など。この観点は単独のものというより複合的で他の観点とあいまって構造的である。

第二は、大学教育にふさわしい保体とは何かをあきらかにすることが重要だとされる。たとえば、「民間のスポー

ツ教室やスポーツクラブと大学の保健体育とのちがいを明確にすること」(短大)、「小・中・高とその上位に位置づく大学生が学ぶにふさわしい内容や授業の設計が重要」(短大)などである。

第三に、こうした理念、目的・目標とかがわって大学教育の中での保健体育の位置づけやカリキュラム・教育内容の明確化が課題とされている。たとえば、「生涯体育・健康の基礎能力を養う」(大学三、短大三)や「大学の共通教養としての内容や種目を考える」、「大学の全体的カリキュラムとの関連の明確化」など。こうしたなかで、「学問としての保健体育を意識化しなくては生き残れない。他教科と関連して保体の教育研究を理論的に打ち出す必要がある」との主張も記述されている。これらとかがわって、必修か選択か、科目名の変更(スポーツへ)や新科目の設置(障害者スポーツ研究―大学)、単位数と授業の内実や形態、施設設備の改善が課題とされている。

こうした課題はどのように組織的、民主的に具体化されるであろうか。問9はとくに一般教育の改善・改革のためにどのような検討の組織化がおこなわれたのかを問うた。表8と9に集約されるように、大半の大学・短大で検討のための委員会が組織されている。その多くが全学的な規模

の委員会で  
ある。教員  
の参加状況  
や教育組織  
(学部、学  
科など)の  
力量が問わ  
れ、保健教  
員との共同  
が問われる。

- 

学年末試験と入試で多忙にもかかわらず、回答を寄せてくださった大学・短大の皆様にあつくお礼申し上げます。  
なお、調査表作成を原泰明氏に、集計作業を植木力氏に協力をいただいたことを付記する。(文責・新村洋史)

表-8 一般教育についての改革委員会設置の有無

回答	大学	短大(部)	合計
イ) 設置されている	10校 (62.5%)	11校 (50.0%)	21校 (55.3%)
ロ) 設置されていない	3 (19.0)	10 (45.5)	13 (34.0)
ハ) わからない	2 (12.5)	0	2 (5.3)

表-9 一般教育改革委員会はどんな組織か

回答	大学	短大(部)	合計
イ) 全学的委員会	8校 (50.0%)	8校 (36.4%)	16校 (42.0)
ロ) 理事会	0	0	0
ハ) 大学執行部	2 (12.5)	1 (4.5)	3 (7.9)
ニ) 学部内(教養部)	1 (6.3)	2 (9.0)	3 (7.9)
ホ) 一般教育部	3 (18.8)	2 (9.0)	5 (13.2)
ヘ) 学科	0	1 (4.5)	1 (2.6)